にこにこ家族のニュースレター

わくわくだより

2017年3月号

第119号

春なお浅く、朝夕の冷え込みもまだ厳しいところですが、みなさんいかがお過ごしでしょうか。今年で、震災・原発事故から丸6年が経ちました。震災の時にまだ中学生だった子が成人を迎えたなどのニュースを見たりすると、だいぶ時間が経ったようにも思いますが、つい最近のような感じもします。復興住宅の完成や、一部漁業などの再開、いわきでも今年は薄磯海岸での海開きも予定しているようで、少しずつですが震災前の生活に戻りつつありますね。原発の問題はまだ続くとは思いますし、復興も途中ではありますが、改めて生かされていることに感謝するところです。

また、新年度を迎えるにあたり、何かと忙しい時期でもありますね。新生活の準備や、お勤めの方は決算期を迎えたりなど、慌しい毎日をお過ごしの方も多いのではないでしょうか。私もここのところ、寝不足が続いて寝る事ばかりが頭に浮かんでしまうんですが、まだ寒い日もあるので、お互いに体調を崩さないように気をつけていきましょう。

ひとロメモ　「ひな祭りにハマグリを食べるのはなぜ？」

3月にひな祭りに出てくるハマグリ。お吸いものとかとても美味しいですよね。
では、なぜひな祭りにハマグリを食べるのでしょうか。そのヒントはハマグリの特性にあるようです。ハマグリは２枚の貝殻はピタッと合うのですが、他の貝殻とは絶対に合うことがないのです。
つまり、ハマグリのように、ピタッと合う相手に恵まれますように、そして末永く幸せになりますように、と願って、ひな祭りで出すようになったようです。ちなみにですが、なぜハマグリと言うかというと、浜に転がっている栗のようだからとのことのようです。
それで「ハマグリ」と言う名前がついたようです。

ひとくちメモ

株式会社いわき土地建物

『平成29年度税制改正②』

昨年12月、平成29年度税制改正大綱が閣議決定されました。
前回お伝えできなかった、住宅・不動産関連の主な改正内容の概要についてお知らせいたします。

◆優良住宅地造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率を2019（平成31）年末までに3年間延長

所有税　：　本則15%　→　10%
個人住民税　：　本則5%　→　4%

優良住宅地造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率とは・・・
優良建築物の建築や公共施設整備を伴う宅地造成事業や都市計画法の開発許可もしくは都道府県知事の優良宅地認定を受けた住宅地の造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡益の2,000万円以下の部分に対して右の軽減税率を適用するもの（2,000万円以上の部分については本則20%）

◆土地譲渡益重課制度の停止を2020（平成32）年3月末まで3年間延長

土地譲渡益重課制度とは・・・
土地譲渡益に対して特別税率が課される重課制度を停止してること
（1998年より課税停止中）

土地譲渡益重課	
法人重課	個人重課
短期（5年以下）の所有土地を譲渡した場合には通常の法人税率　＋10%	短期（5年以下）の所有土地の譲渡した場合には譲渡所得への39%の課税（所得税30%住民税9%）、個人事業者は短期譲渡所得への52%分離課税（所得税40%、住民税12%）
長期（5年超）の所有土地を譲渡した場合には通常の法人税率　＋5%	

新スタッフ紹介

皆様の夢の実現のために一生懸命頑張ります。

3月より、売買営業部に配属となりました阿部絵李華と申します。
入社17年になりますが、ずっと事務職に就いておりましたので、営業職は初めてです。新入社員のつもりで、一から勉強し、1日でも早く一人前になれるよう頑張りますので、宜しくお願い致します。

阿部絵李華

無料進呈中　知らないと損をする！

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』
～不動産取引って、分からない事が多すぎませんか？～
この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。

一体幾らで買えるの？
引っ越し　住宅ローン
税金
自己資金　資金計画

ニャンとなく　お家探しはサービス1番の当社へ
TEL 0246（27）0331